

被推薦者の推薦に当たっての留意点

1 被推薦者の推薦に当たっては、滋賀県技能者表彰（おうみの名工）を受賞していることが望まれますが、広範囲の優秀な技能者の中から、その有する技能が全国を通じて最高水準にあり、被表彰者としてふさわしい者であれば、推薦は可能です。

2 令和元年度までに被推薦者として推薦のあった者であって、本表彰を受けるに至らなかった者についても、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦いただいても差し支えありません。

その際、功績等調書の記載内容や作業風景の写真等、被推薦者の技能の卓越性を示す資料は改めて十分に検討・調整し、被推薦者の功績等をより一層アピールするよう記載内容を工夫し（これらの措置がなされていないものについては、その内容が不十分であるとして、審査において実際の功績に見合った評価を得られないことがあるので留意してください。）、過去に提出した調書をそのまま再提出するようなことは避けてください。

また、調書に記載している功績の内容等について誤りのないよう再確認してください。

3 被推薦者の現役性については、特に、高年齢者については慎重に事前の調査を行い、現役性のある技能労働者であるか否かを確認し、現役に欠ける者の推薦を行うことのないよう留意してください。

4 各都道府県からの推薦は、同一職種については、本表彰制度の趣旨から実施要領の別表に定める職種（2）ごとに1名とされています。このため、同一職種については1名までの推薦としてください（実質的に同一職種に属する者については、表記上異なる職種名称を用いた場合でも、同一職種とみなされます。）。

しかしながら、女性の推薦に関しては、推薦される職種に偏りがあり推薦総数も男性に対して少ない状況にあることから、同一職種につき1名までとしている推薦数について、女性技能者を1名以上推薦する場合は、その職種については2名までの推薦とします。

また、被推薦者の職種については、工業的職種（第1～6部門）の雇用労働者の推薦が少なくなっていますので、積極的に推薦してください。

- 5 業界の規模が小さい、あるいは業界団体としてまとまりに欠ける等から結果として目が届きにくくなっているような職種にも着目して、積極的に推薦してください。

また、工業的職種の被推薦者は就業先が大企業に偏る傾向がみられるので、中小企業からも積極的に推薦してください。

- 6 被推薦者の推薦に当たっては、過去において禁錮以上の刑に処された事実または他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことをよく確認してください。

また、被推薦者が法人の役員等である場合においては、当該法人等において概ね過去1年程度の間、重大な法令違反、大量解雇など社会的批判を受けるような事実がないこと、労働関係法令の違反など厚生労働大臣が表彰するにふさわしくない行為がないことを確認してください。

- 7 功績等の内容等を明らかにする関係書類が調製されていない場合には、審査において実際の功績に見合った評価を得られないことがあるので、留意してください。

- 8 被表彰者については、顕彰のために、個人情報（氏名、年齢、職業、就業先、技能功績概要および写真）を公表し、各行政機関等の広報誌、ホームページ等に掲載されますので、推薦をされる際は、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ておいてください。

- 9 調書の記載内容等について、誤字・脱字・資料の添付漏れ等誤りがないか確認の上、推薦してください。

- 10 推薦後に、被推薦者が禁固以上の刑に処せられもしくは他の技能者の模範とす

るに欠ける事実が明らかになった場合、または提出書類の記載内容に変更(死亡、
病気、人事異動、転職、住所変更等) もしくは誤りがあった場合には、速やかに
連絡してください。

